

ゴルフ場に係る業務利用等の届出書

年 月 日

和歌山県税事務所長 様

ゴルフ場利用税特別徴収義務者

住所又は

所在地 _____

氏名又は

名 称 _____

ゴルフ場に係る業務利用等について、次のとおり届け出ます。

ゴルフ場の名称		
ゴルフ場の所在地		〒 TEL
利用行為の内容と目的		
利用日時		
利用者数及び利用者の概要		
開 念 場 競 技 日 技 ・ 日 開 の 場 場 記 合	参加料金の有無	有・無 (料金名:)
	参加料、会費等を利用者等から徴収する場合	(ア) 一人当たりの参加料 円 (イ) ゴルフ場が無料提供する金品等の一人当たりの額 円
備 考		

- 注1 上記業務利用のため届出書を提出しなければならないのは、以下の場合である。
- ① コースの助言等を聞くため他所属プロに利用させる場合
 - ② 当該施設の従業員が、経営者の計画した厚生計画に基づき利用する場合（年2回を限度とする。）
 - ③ 支配人会の出席者又はグリーンキーパー研究会等による視察、見学のための利用（ただし、親睦等のための利用は業務利用とは認めない。）
 - ④ 開場日（オープン）の無料利用の場合（競技が数日におよぶ場合は、当該競技の開場日から終了日までの間の1人1日とする。）
 - ⑤ 開場（設）記念競技日の無料利用の場合（5年に1回を限度とする。また、競技が数日におよぶ場合は、当該競技の開場日から終了日までの間の1人1日とする。）
 - ⑥ 利用料金（キャディフィー及びカートフィーを除く。）を徴収しない競技会等においてプロゴルファーが利用する場合
- 注2 本届出書は、利用行為の10日前までに提出すること。
- 注3 業務利用に係る利用者名簿を添付すること。
- 注4 開場日・開場（設）記念競技日の場合の金品等とは、記念品代・賞品代、昼食（弁当）代等の物品代及びその他ゴルフ場の利用料金以外の代金の合計額（ゴルフ場における購入価格）のことである。
- 注5 開場日・開場（設）記念競技日の場合の業務利用において、（ア）一人当たりの参加料が、（イ）ゴルフ場が無料提供する金品等の一人当たりの額より高額である場合は、業務利用とは認められない。
- 注6 開場日・開場（設）記念競技日参加料等を徴収する場合は、当該記念競技等に係る予算書等関係書類の写しを添付すること。